

令和7年度いじめ防止基本方針全体計画

小野市立河合中学校

日本国憲法
教育基本法・学校教育法
いじめ防止対策推進法
小野市いじめ等防止条例

学校の教育目標
他者と共に創り、主体的に学ぶ児童生徒の育成

理数教育の推進を中心として、科学的な考え方・態度に裏打ちされた主体的を發揮し、私たちの地域・社会の未来を他者と共に創していく自立した人材を育成する。

学校や地域の実態と課題
1小1中 地域の見守り体制は良好

児童生徒の実態や課題
良好な人間関係の構築

教職員や保護者の願い
豊かな心の育成

いじめの基本認識

- ・いじめは人として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

いじめの未然防止

- ・人権教育の充実
- ・道徳教育の充実
- ・体験教育の充実
- ・特別活動の充実

いじめの早期発見

- ・日々の観察
- ・観察の視点
- ・日記や生活ノートの活用
- ・教育相談（カウンセリング）
- ・いじめ実態調査アンケート

いじめの早期対応

- ・正確な実態把握
- ・指導体制、方針決定
- ・児童生徒への指導・支援
- ・保護者との連携・働きかけ
- ・継続した対応、研修の実施

体験教育

- ・発見旅行（6年生）
- ・福祉体験（7年生）
- ・トライやるウィーク（8年生）
- ・修学旅行（9年生）
- ・ふれあいの日（小学5年生の中学校登校）

特別活動

- ・学級活動
- ・児童生徒会活動
- ・学校行事
- ・部活動

生徒指導支援委員会

児童生徒指導委員会（毎月）で、指導体制の確認と実態把握。児童生徒の実態把握でいじめが発見されたときには、いじめ対策委員会で対策の検討と対応・指導を進める。

連携関係機関

小野市ヒューマンライフグループ
小野市教育委員会
小野市市民安全部
小野市子育て支援センター

河合中学校 いじめ等防止対策委員会

- ・校長、教頭、児童生徒指導担当、各学年主担、養護教諭、S C（県教委SSW、学校支援チーム、警察、小野市福祉部）